

## 令和 6 年度 小規模企業者支援事業補助金 実施要領

### 1. 補助事業の目的

この制度は、市内の小規模企業者が、工作機械等の導入に必要な費用の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図るためのものです。

### 2. 概要

補助対象者	製造業(※1)を主たる事業として営む小規模企業者(※2)であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの。 ※1「日本標準産業分類」(平成 25 年 10 月改定)に定める製造業 ※2 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者(常時使用する従業員の数が 20 名以下の事業者)
補助対象事業	新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得、更新又は補修を行う事業。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除きます。
補助対象経費	次の掲げる経費とします。(消費税等を除く) (1) 10 万円以上の工作機械等の取得又は更新に要する経費 (2) 工作機械等の補修に要する経費(総額 10 万円以上となる場合に限る。)
補助率	補助対象経費の3分の2以内の額(1,000 円未満切り捨て)
上限額	30万円
申請受付期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。
最終の事業完了日	令和 7 年 3 月 31 日 ※この日以内で、経費の精算(※)を含めた事業の全ての手続きを完了できる事業が補助対象となります。 ※約束手形や電子記録債権等を使用する場合はその決済も含めます。

### 3. 申請書類の取得方法

松江市ホームページに掲載していますので、以下のとおりアクセスしてダウンロードしてください。

(1) 以下の URL にアクセスし、該当補助金のページにアクセスする。

[https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo\\_business/sangyoshinko/seizou\\_shien/index.html](https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/sangyoshinko/seizou_shien/index.html)

※松江市ホームページのトップページからは以下のとおりアクセスできます。

トップページ>産業・ビジネス>産業振興>製造業等補助金・支援制度

(2)「申請様式・実績報告様式」欄から様式をダウンロードする。

#### 4. 申請方法

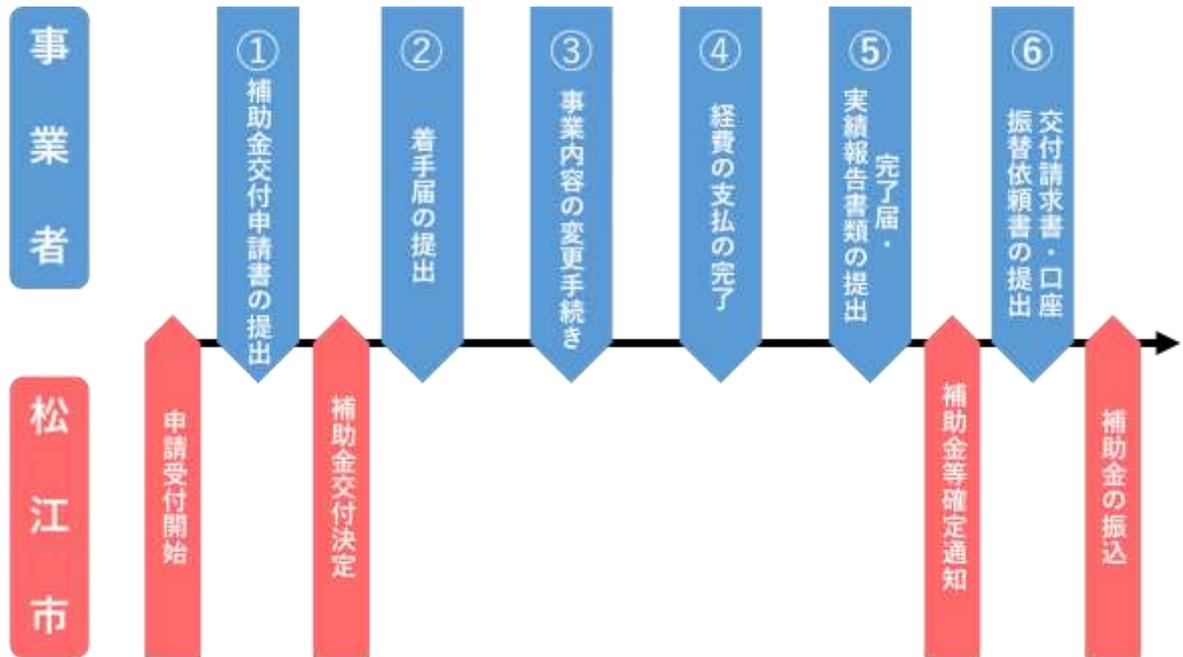
必要書類を以下のメールアドレスにご送付ください。

[misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)

(松江市ものづくり産業支援センター補助金担当メールアドレス)

※メールでのご提出ができない場合は、「6. 問合せ先」までご相談ください。

## 5. 手続きの流れ



### ① 補助金等交付申請書の提出

以下の書類を当センターへご提出ください。

#### I. (様式第1号)補助金等交付申請書

※事業の完了は経費の精算を含めすべての事務手続きが完了した日とします。

事業期間は余裕をもった日程を見込んでください。

#### II. (別紙1)事業計画書

#### III. 取得する工作機械等のカタログまたは補修する工作機械の写真

#### IV. 見積書及びその明細

#### V. 直近2期分の決算書の写し

### ② 着手届の提出

補助金等交付決定が通知されたら事業に着手し、(様式第4号)着手届を当センターへご提出ください。

### ③ 事業内容の変更手続き(※必要な場合のみ)

交付決定時の内容に変更があった場合(※)は交付決定内容の変更手続きを行う必要な場合があります。事業内容に変更が発生しそうな場合や既に発生してしまった場合は速やかに当センターへご連絡ください。

※該当のケースの例

- 事業が遅延し完了日が変更になった。
- 見積金額が変更になり補助事業経費が変更になった。

### ④ 経費の支払い完了

補助事業に係る経費の支払いを完了してください。

⑤ 完了届・実績報告書類の提出

すべての経費の支払いが完了したら、1 か月以内に以下の書類を当センターへご提出ください。※3月中の支払い完了の場合は4月10日までにご提出ください。

I. (様式第4号)完了届

II. (様式第5号)実績報告書

III. (別紙3)事業報告書

IV. 取得または補修した工作機械の写真

V. 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

VI. 領収書等補助対象経費の支払いが完了したことが分かるもの

VII. 市税に滞納がないことが分かる証明書(完納証明書)

※事業完了日以降の日付のものがが必要です。また、完納証明書は、税務管理課、各支所市民生活課、まつえ市民サービスコーナーで取得できます。

VIII. 補助金利用アンケート

⑥ 交付請求書類の提出

完了届・実績報告書類の提出をし、補助金等確定の通知を受けたら、補助金の以下の書類を当センターにご提出ください。

I. (様式第7号)補助金等交付請求書

II. 口座振替依頼書

III. 振込先口座の取扱銀行・支店名、預金種別、口座番号、口座名義がわかるもの

6. 問合せ先

松江市産業経済部ものづくり産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話:0852-60-7101 FAX:0852-25-0300

Mail:[misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)